

令和5年4月1日より、  
健康保険法の診療報酬算定に基づき、  
**マイナンバーカードの導入が推奨**され、  
患者様情報を取得・活用し効率化を図るとした  
「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(2)」  
が施行されました。

**※初診料**において加算が実施されます。

- ・当院に初めて来院された方
- ・最後にお薬がでて、1カ月以上来ていない方  
の久しぶりの診察が対象になります。

◇マイナンバーを持参していない方 4点  
(3割の方12円、1割の方4円)になります。)

◇マイナンバーを持参された方 2点  
(3割の方6円、1割の方2円)になります。)

当院では、  
2024年5月1日より開始させていただきます。



【ご注意ください】  
マイナンバーを保険証として始めて  
利用する場合、  
**保険証と紐づけ**が必要です。当院  
の読み取り機でできますので、最  
初は保険証とマイナンバー2枚お  
持ちください。